

○苓北町まちづくり事業補助金交付要綱

令和6年3月21日告示第67号

(趣旨)

第1条 この要綱は、町が、特色あるまちづくりの推進及び様々な分野での主導的な人材を発掘、育成していくことを目的として、地域住民団体等(以下、「団体等」という。)が自ら考え行動するまちづくり事業に対し、まちづくり事業補助金(以下、「補助金」という。)の交付に関し、苓北町補助金交付規則(平成19年苓北町規則第32号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付)

第2条 町は、自主的かつ主体的にまちづくり事業を行う補助事業者に対し、予算の範囲内において、補助金を交付する。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付対象は、補助事業者が自主的かつ主体的に行うまちづくりのための事業であって、次に掲げるものとする。

- (1) 伝統・文化の継承のための事業
- (2) 地域の自然環境の保全、生活環境の改善のための事業
- (3) 地域の活性化を図るための事業
- (4) 雇用の創出又は交流人口の拡大を目標とする事業
- (5) 前号に掲げるもののほか、町長が特に認める事業

2 同一のもの、類似するものは、3年度限りとする。ただし、町長が必要と認めるときは、この限りでない。

3 他の補助金等を受けていない事業であること。

4 補助対象事業は、同一の年度内においては、1事業までしか申請することができない。

5 第1項の規定にかかわらず、第6条の規定により算出される補助金の額が3万円に満たないものについては、補助対象事業としないものとする。

(補助事業者)

第4条 補助金の交付対象者は、次の各号のいずれかに該当する団体等とする。

- (1) ボランティア及びNPO団体
- (2) 教育、芸術、文化及びスポーツ団体
- (3) 商業、農業及び経済団体
- (4) 前各号に定めるもののほか、地域の活性化を目的とする団体

2 補助金の交付の対象となる団体等は、次の各号のいずれにも該当する団体

とする。

- (1) 公益的な活動を行い、又は行おうとしていること。
- (2) 構成員が3人以上で、町内に在住、在勤又は在学するものを構成員としていること。
- (3) 主たる活動の場が町内にあること。

3 前2項の規定にかかわらず、次に掲げる事業及び団体等は補助金の交付の対象としない。

- (1) 営利を目的とするもの
- (2) 宗教上の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主な目的とするもの
- (3) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主な目的とするもの
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は暴力団若しくはその構成員の統制下にある団体
- (5) 前各号に掲げるもののほか、設立趣旨、活動内容等から補助の対象として不相当と認められる団体

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、別表のとおりとする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内の額とし、10万円を限度額とする。補助金の額に1,000円未満の額があるときは、当該額を切り捨てた額とする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする団体等は、苓北町まちづくり事業補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて町長に申請しなければならない。

- (1) 事業計画書(様式第2号)
- (2) 収支予算書(様式第3号)
- (3) 団体の規約又は団体調書(様式第4号)

2 前項の交付申請書の提出は、町長が別に定める日までに行うものとし、その提出部数は、1部とする。

(補助金の交付決定等)

第8条 町長は、補助金の交付の申請があった場合は、第14条に規定する審査会の審査に付し、審査結果の報告を受けるものとする。

2 町長は、前項の報告を受け、補助金の交付を適当と認めたときは補助金の交付を決定し、苓北町まちづくり事業補助金交付決定通知書(様式第5号)により行うものとする。

3 町長は、前項の規定により補助金の交付の決定をする場合において、補助金の交付の目的を達成するために必要があるときは、条件を付けることができる。

(事業の変更等)

第9条 補助金の交付の決定を受けた団体は、前条の交付決定を受けた事業に変更が生じた場合(補助対象経費の10分の2を超えない額の変更であって補助金の額に増額変更を生じない場合を除く。)は、速やかに、苓北町まちづくり事業補助金変更交付申請書(様式第6号)に関係書類を添えて町長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 町長は、まちづくり事業の変更申請の内容を適当と認めたときは、苓北町まちづくり事業変更交付決定通知書(様式第7号)により承認するものとする。

(実績報告)

第10条 補助金の交付を受けたものは、補助事業が完了したときは、苓北町まちづくり事業補助金実績報告書(様式第8号)に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

(1) 事業報告書(様式第9号)

(2) 収支決算書(様式第10号)

(3) 領収書等の写し

(4) 事業実施写真

(5) 前各号に定めるもののほか町長が必要と認める書類

2 前項の実績報告書は、補助事業の完了の日から起算して30日を経過する日又は当該翌年度の4月10日のいずれか早い日までに提出しなければならない。

3 第1項の実績報告書の提出部数は、1部とする。

(補助金の額の確定)

第11条 町長は、前条の実績報告を受けたときは、関係書類を審査し、補助金の交付決定の内容及びこれに付けた条件に適合すると認めたときは、補助金の額を確定し、速やかに苓北町まちづくり事業補助金確定通知書(様式第11

号)により通知するものとする。

(補助金の請求)

第12条 前条の確定通知により補助金を受けようとするものは、苓北町まちづくり事業補助金交付請求書(様式第12号)により請求を行うものとする。

2 町長は、特に必要があると認めるときは、第7条に定める補助金交付決定の通知の後において補助金の10分の8以内の額を概算払により交付することができる。この場合において、補助事業者は、苓北町まちづくり事業補助金概算払請求書(様式第12号)を町長に提出しなければならない。

3 前項の規定による補助金の概算交付を受けた補助対象団体は、第9条に規定する実績報告書を提出した日から15日以内に、補助金の精算をしなければならない。

(補助金の返還)

第13条 補助金を受けたものが、補助金を不正に使用し、又は目的以外に使用したときは、補助金の全部又は一部を返還しなければならない。

(審査会)

第14条 補助金の交付の決定に関し適正を期するため、苓北町まちづくり活動支援補助金交付事業審査会(以下「審査会」という。)を設置する。

2 審査会は、副町長、総務課長、企画政策課長、関係課長をもって組織する。

3 審査会に、会長を置き、副町長をもって充てる。

4 審査会は、第8条第1項及び第2項に規定する書類について審査し、町長に対して意見を述べる。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

経費の種類	内容
人件費	事業実施のために支払われた賃金。ただし、補助事業者 に常時雇用されている者に支払われたものを除く。
報償費	事業実施に必要な講師、専門家等への報償、謝礼等
旅費	講師、専門家、参加者等の不可欠と認められる旅費（町 の基準以内とする。）
需用費	ちらし、ポスター、報告書等の作成費及び印刷費並びに 材料、消耗品、被覆類等の購入費等
役務費	郵便代、保険料等
使用料及び賃借料	会場使用料、機器類の賃借料等